

平成 23 年度自動車事故対策費補助金交付事業募集要領

1. 補助事業の趣旨

この補助金は、自動車の運行の安全の確保に関する事業、自動車事故による被害者の援護に関する事業等の経費を助成することにより、自動車事故の発生の防止や被害者の保護の増進に資することを目的としています。

2. 補助事業の概要

(1) 募集事業

安全運転推進事業

自動車事故を防止するため、自動車運転者等に対して安全運転に関する知識及び運転技術の向上を図る研修等を行う事業

(2) 補助対象事業者の要件

当該補助金の交付を受けることができる補助対象事業者は、次の各号の要件に該当する団体とします。

- 一 定款、寄付行為に類する規約等を有する団体であること
- 二 意思を決定し、実施する事業規模に応じた組織体制が確立されている団体であること
- 三 自ら経理し、監査する等会計組織を有する団体であること
- 四 事業活動の本拠としての事務所を有する団体であること
- 五 各事業を効率的かつ確実に実施することができる団体であること

(3) 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助事業期間内に支出した経費のうち、以下に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費のみとなります。

- ・人件費：補助事業に直接従事する者の直接作業時間に要する経費
- ・備品費：事業遂行に必要な備品を購入に要する経費
- ・借料：事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
- ・印刷製本費：事業遂行に必要な資料等の印刷に要する経費
- ・通信運搬費：事業遂行に必要な運搬料、郵送料、郵便代等として支払われる経費
- ・その他の経費：上記以外の経費であって必要と認められる経費

※ 補助金の交付決定(国土交通大臣による交付決定通知)以前に、発注、購入、契約等を実施した経費については、補助対象とはなりませんので予めご承知おきください。

(4) 事業実施期間

補助金の交付決定後より事業を開始し、今年度内(平成 24年 3 月末日まで)に事業を完了するものとします。

(5) 補助率等

補助金の額は、補助対象経費に補助率 $1/2$ を乗じて得た額となります。ただし、補助対象

経費の実績額から収入額を控除した額を上限とし、更に以下に掲げる予算額の範囲内とします。

安全運転推進事業

予算額 10,000 千円

3. 応募方法

以下の書類を募集期間内に郵送又は持参により提出してください。(その他の方法による提出は受け付けません。)なお、提出頂いた応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 応募に必要な書類

- ① 事業の内容【様式1】
 - ② 事業に係る経費の内訳【様式2】
 - ③ 応募者の概要【様式3】
 - ④ 申請者の営む主な事業及びその内容がわかる書類(会社パンフレット等)
 - ⑤ 直近の収支予算書及び決算報告書
 - ⑥ その他、実施する事業の内容及び経費について参考となる資料(企画書、見積書等)
- 注)【様式1】及び【様式2】については、1事業につき1シート提出してください。

(2) 募集期間

募集期間は、平成23年8月8日(月)から平成23年9月2日(金)【必着】とします。

4. 選定方法等

提出された応募書類により、主に以下の審査基準に基づき総合的に審査を行い、本補助金の交付事業を選定します。なお、審査期間中は必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 審査基準

- ① 事業の内容が「2. 補助事業の概要」と合致し、有効な事業内容と認められるものであるか。また、自動車事故発生の防止に寄与する効果について定量的に説明できるものであるか。
- ② 事業の内容が公益性を有するものであるか。
- ③ 事業が一定の規模を有するものであり、高い実施効果が得られるものであるか。
- ④ 事業の内容が先駆性を有するか、又は、自動車事故発生の防止に資するモデル的事业であるか。

《22年度採択事業の例》

「運転技能自動評価システム(オブジェ)」を活用して、各運転者の運転行動を分析・把握し、個々の運転特性に応じた指導を行う安全運転講習会を約400名に対して実施。

(2) 選定結果

選定結果については、書面により通知します(9月末頃)。なお、選定・非選定理由の問い合わせには応じませんので、ご了承ください。

5. その他留意事項

(1) 本補助事業の交付については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年政令第255号。)」によるほか、本補助金交付要綱等の関係法令に基づき行うものです。

- (2) 今回の募集により選定された事業は、補助金の交付が確約されたものではありません。審査の結果、選定された場合には、交付要綱に基づき、補助金の交付申請手続きを行って頂きます。その後、国土交通大臣が行う交付決定を受けた(交付決定通知の受領)後に、事業を開始することが可能となります。
- (3) 選定に際しては、応募書類の内容審査及び予算額の関係等により、応募書類に記載した補助金交付申請予定額を査定(減額)する場合があります。
- (4) 補助事業にかかる経理について、帳簿及びすべての証拠書類を整理し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、事業完了後5年間保存しなければなりません。
- (5) 補助事業終了後、国土交通省及び会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (6) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消、返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。

6. 応募に関する問合せ先・応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局保障制度参事官室自動車事故対策係 担当:品田、金子

電話 03-5253-8111(内線41417) FAX 03-5253-1638